

社会福祉法人えびの明友会

グループホーム顔なじみ

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業運営規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人えびの明友会が設置運営（以下、事業所という）する指定認知症対応型共同生活（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業（以下、事業という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者及び日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持、改善可能性の高い利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

第3条（運営の方針）

本事業において提供する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第3条の二（介護予防サービスを提供する際の基本方針）

介護予防サービスを提供する際の基本方針として次のとおりとする。

- ① 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行う。
- ② 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行う。
- ③ 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

第4条（事業所の名称・所在地）

名称：グループホーム顔なじみ

所在地：宮崎県えびの市大字榎田579番地36

第5条（職員の員数及び職務内容）

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 3名（常勤、介護計画作成者・介護職兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 3名（管理者・介護職兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 1ユニットに対し3名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従事者に夜勤を行わせる。

（ユニット毎に1名の夜勤者配置、3名夜勤体制）

第6条（利用定員）

利用定員は、3ユニット 27名（1ユニットあたり9名）とする。

第7条（介護の内容）

指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助、働きかけ、支援

第8条（介護計画の作成）

1 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護計画という）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

第9条（利用料等）

- 1 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の利用料は、厚生労働大臣が定める告示上の基準額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

（別途、料金表の通り）

- ① 家賃
 - ② 食費
 - ③ 水道光熱費
 - ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用（実費）
- 2 月の中途における入居または退所については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。

第10条（入退居にあたっての留意事項）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の対象者は、要支援2以上の認定者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ④ 原則として事業所の所在する市町村の住民であること。

ただし、事業所所在地市長村以外の市長村の長から指定があったものとみなされた利用者はその限りでない。

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第11条（秘密保持）

- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

第12条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者

の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第13条（衛生管理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第14条（緊急時における対応策）

利用者の心身の状態に異変そのほか緊急事態が生じたときは、主治医または協力機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

第14条の二（医療連携体制）

本事業所の従業者として又は訪問看護ステーション等との契約により利用者の健康管理、医療機関との連絡調整のとれる看護師を1名以上確保し24時間連絡可能な体制を整えることとする。利用者が重度化し看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、入居の際利用者又は家族等への説明・同意を行い健康管理・医療連携体制を整えるものとする。

第15条（非常災害対策）

消防法第8条に規定する防火管理者を選任し、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するグループホーム顔なじみ消防計画に基づき、非常災害対策を行う。

- 1 自衛消防組織の編成を行い担当者はその任務の遂行に努める。
- 2 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。
- 3 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を

現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条（身体拘束）

指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次のに掲げる措置を講じる。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催しその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

第18条（その他運営についての重要事項）

- 1 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 2 従業者等は、サービス提供を利用者に強要、又は当該利用者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

第19条（地域との連携等）

本事業は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により運営推進協議会を設置するものとする。

附則

- この規程は、平成15年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成17年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成18年 4 月 1 日一部改正し施行する。
この規程は、平成24年 4 月 1 日一部改正し施行する。
この規程は、平成28年 2 月 1 日一部改正し施行する。
この規程は、平成30年 4 月 1 日一部改正し施行する。